

令和6年2月 農業委員会総会

令和6年2月9日（金）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時30分から午後5時00分まで

1. 出席者

<農業委員>

1番	宮田	早苗	5番	石渡	潤一
2番	京増	孝一	6番	相京	文夫
3番	飯田	隆男	7番	木我	恭子
4番	綿貫	清	8番	石橋	義弘

<農地利用最適化推進委員>

竹尾	謙一	斉藤	孝壹
大塚	浩	篠原	庄一

2. 欠席者（農業委員）

なし

3. 農業委員会事務局 中村事務局長・鶴澤副主査（書記）・石橋主事

4. 議 題 第1号議案 農用地利用集積計画について（1件）

第2号議案 農地法3条許可申請について（1件）

5. 専決処理報告 農地法第5条の届出について（4件）

酒々井町農業委員会総会会議録

令和6年2月9日（金）

中村事務局長 ただいまから令和6年2月の農業委員会総会を開会いたします。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

相京会長 本日もお疲れ様です。今月6日と7日に予定していた旅行については残念ながら諸事情により延期となりましたが、視察先の草津は大雪のようで、結果オーライであったように思います。本年度も残りわずかとなりますが本日も慎重審議よろしくをお願いします。

中村事務局長 ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

相京議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、7名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、7番 木我恭子委員 8番 石橋義弘委員を指名します。また、書記に事務局の鶴澤副主査を任命します。なお、本日の総会は、職務代理者についてと、議案3件、その他となりますのでよろしくをお願いします。

相京議長 初めに、次第の3の会長職務代理者についてですが、綿貫清会長職務代理者から、令和6年2月末を以て、会長職務代理者の職を辞任したい旨の届出がありました。農業委員会等に関する法律第13条第2項に「会長は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て会長を辞任することができる。」とありますので、会長職務代理の辞任についてもこれに準じて、同意することの採決をいたします。では、綿貫会長職務代理者の辞任に同意する方は挙手をお願いします。

中村事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、綿貫清会長職務代理者の辞任について同意することに決定いたします。

相 京 議 長 続きまして、後任の会長職務代理者を決めたいと思いますので、よろしくお願いたします。会長職務代理者の選出方法について、事務局から説明願いたします。

中村事務局長 会長職務代理者の選出方法につきまして、ご説明させていただきます。農業委員会等に関する法律第5条第5項に、委員が互選した者をその職務を代理すると規定されておりますので、互選による方法につきまして、ご説明させていただきます。これまでは、1番委員と8番委員に開票立会人をお願いし、投票による方法で行ってまいりました。当選人の決定につきましては、農業委員会等に関する法律に具体的な規定がございませんので、当町の議会の正副議長の選出に習い、公職選挙法第95条第1項第4号の規定を準用し、有効投票の総数の4分の1以上（有効投票数が8票の場合2票以上）の得票を得た最上位の者を当選人とするものです。また、得票数が同数の場合には、クジで当選人を決めることとなっております。

相 京 議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、これまでどおり、投票による方法で会長職務代理者を決めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

相 京 議 長 異議なしとのことですので、投票による方法で行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。それでは、投票用紙を配布いたしますので、記入が済みましたら、事務局で投票箱を持って回りますので、1番委員から投票をお願いたします。

(投票用紙配布)

(投票箱は事務局持ち回りにより投票)

相 京 議 長 それでは開票いたします。1 番宮田委員、8 番石橋委員、開票の立会いをお願いいたします。

(開票及び集計)

相 京 議 長 それでは、事務局より開票結果の発表をお願いします。

中 村 事 務 局 長 投票総数 7 票 (有効投票数 7 票)

京増委員 5 票

飯田委員 1 票

宮田委員 1 票

となり、有効投票数の4分の1以上(有効投票数が7票の場合2票以上)の得票を得た最上位者は、京増委員で5票となりました。

相 京 議 長 事務局から発表がありましたとおり、会長職務代理者は京増委員に決定しました。それでは、京増委員よりご挨拶をお願いします。

(会長職務代理者あいさつ)

相 京 議 長 ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

相 京 議 長 つづきまして、次第の4の議事ですが、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1及び2について借受者が同一の案件となりますので、事務局より併せて説明願います。

中 村 事 務 局 長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1と2については、借受者が同一であり、対象地も隣接しているので一括して説明させていただきます。資

料の1ページと3ページをご覧ください。整理番号1の貸付者は尾上在住者で、整理番号2については既に所有者が死亡しており、尾上在住者が相続人代表に設定されています。借受者は八街市在住者です。設定場所は、尾上の農地2筆で、地目は畑、面積は合計で8,545㎡、利用計画は畑です。権利の種類は使用貸借です。設定期間は、5年の再設定です。位置につきましては、2ページと4ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号1・2の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については小坂委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

小坂推進委員 再設定で問題ないと思います。

相 京 議 長 小坂委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。採決については、整理番号ごとに行います。農用地利用集積計画の整理番号1について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

中村事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続いて、整理番号2について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願

います。

中村事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号2につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

中村事務局長 第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の5ページをご覧ください。譲受人は上岩橋在住者です。譲渡人は既に死亡しており、相続財産管理人が指定されています。申請地は、上岩橋の農地2筆で、地目は畑、面積は合計で370㎡です。作付作目はジャガイモ等各種野菜の栽培です。権利の種類等は所有権です。位置については6ページの位置図、7ページの公図をご覧ください。営農計画書については8ページをご覧ください。本申請地の選定理由については、自宅に隣接しており容易に農作業が可能のため、本申請に至ったとのこと。譲受人の耕作面積は本申請地を含め4,925㎡となり、50a未満となりますが、

- ・年間150日以上耕作に従事する予定であること
- ・労働力・農機具等の確保に問題ないこと
- ・農地全てを効率的に利用して耕作を行う計画であること
- ・農地の集団化・農業上の効率的な利用等に支障がないこと

等の要件を満たしております。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、小坂委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については小坂委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

小坂推進委員 本申請地は譲受人の家の奥にあります。譲受人は許可が出て所有権を取得できたら、本申請地で自家製野菜を栽培する予定と聞いております。遊休化の解消にもつながるので良いことだと思います。

相京議長 小坂委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相京議長 特にないようですので、これから採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

中村事務局長 挙手全員です。

相京議長 採決の結果、挙手全員でございますので、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1につきましては、許可することに決定します。

相京議長 続いて、第3号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

中村事務局長 第3号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の9ページをご覧ください。譲受人は大阪市内に住所を有する法人、譲渡人は上岩橋在住者です。申請地は、伊篠の農地2筆で、地目は畑、面積は990㎡です。申請理由は、太陽光発電施設の建設です。権利の種類は、所有権移転です。立地基準については、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はございません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確

実性については、許可後着工予定、令和6年8月31日完了予定です。位置については10ページの位置図、11ページの公図をご覧ください。土地利用計画図については12ページをご覧ください。事業計画書については、13、14ページをご覧ください。土地の造成については軽く整地し直接杭を打ち込むのみで、切土・盛土は行いません。土地選定理由は、譲渡人が高齢で営農できる状態になく、耕作放棄地となるより環境に役立つ太陽光発電施設に転用した方が良く考えたこと、日照が得られる立地条件であることから合意に至り選定したとのことです。用水については使用しません。雨水排水については敷地内で自然浸透とし、汚水・雑排水は発生しません。防災計画については、施工中は道路通行の安全を十分に確保し、施工後は遠隔監視システム及びフェンスの設置により事故防止に努めるとのことです。周辺農地の営農条件への被害防除対策については、パネルの配置や角度への配慮、絶縁パイプでの配線の埋設等により、隣接地に配慮するとのことです。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については石橋委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

石橋農業委員 本申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇土砂置場の隣にあります。すぐ近くに本申請と同一業者が設置した太陽光発電設備が稼働しています。実績もあるので問題ないと思います。

相 京 議 長 石橋委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

に際してこの土地を併せて購入します。本申請地と隣接する〇〇さんが所有する畑との間に赤道のような進入路が存在しますが、こちらは公図がなく、畑の一部を切って進入路としていると思われます。この進入路がどちらの畑に存在するか〇〇さん・〇〇さん双方に聞きましたが、少なくとも自分の土地ではないと双方が示しています。いずれにしても、この進入路より1m離れた場所までしか設備は設置せず、進入路に手を加えない予定のため、この進入路が問題となることはないと考えます。

相 京 議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

京 増 農 業 委 員 隣接農地所有者への説明については、〇〇〇〇〇へは令和5年6月に実施したとのことですが、その他の方へは同じ時期に説明されたのでしょうか。

申 請 代 理 人 本社の営業が令和5年6月頃に説明を実施しております。

京 増 農 業 委 員 土地の売買価格はいくらですか。

申 請 代 理 人 土地所有者の〇〇さんへは〇〇〇円支払う予定となっております。

相 京 議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人 退室)

相 京 議 長 それでは、これから採決を行います。第3号議案 農地法第5条許可申請整理番号1について許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

中 村 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員ですので農地法第5条許可申請 整理番号1につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

相 京 議 長 次に専決処理報告に移ります。農地法4条の届出 整理番号1について事務局より報告願います。

中村事務局長 専決処理報告 農地法第4条の届出 整理番号1について説明させていただきます。資料の15ページをご覧ください。申請者は下岩橋在住の共有者2者で、届出地は下岩橋の農地4筆、登記地目は畑、面積は4,077㎡です。届出理由は、駐車場・資材置場の建設です。備考ですが、令和5年12月5日付け、酒農委第4号の2で受理証明を出させていただいております。位置につきましては、16ページの位置図と17ページの公図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですのでよろしく願います。

相 京 議 長 次に、その他(1)視察研修について、事務局より説明をお願いします。

(視察研修について)

相 京 議 長 次に、その他(2)その他について、事務局より何かありましたらお願いします。

(その他)

相 京 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

中村事務局長 1日の金曜日はいかがでしょう。

相 京 議 長 ただ今、1日の金曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、1日の金曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただき、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

中村事務局長 それでは、これで2月の総会を閉会いたします。